

地域公共交通の確保に向けた 国の制度及び支援策

平成30年8月8日

国土交通省北海道運輸局交通政策部

(十勝南モデル地域圏域検討会ワーキングチーム(交通関係))

I 地域公共交通の確保に向けた 国の制度

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

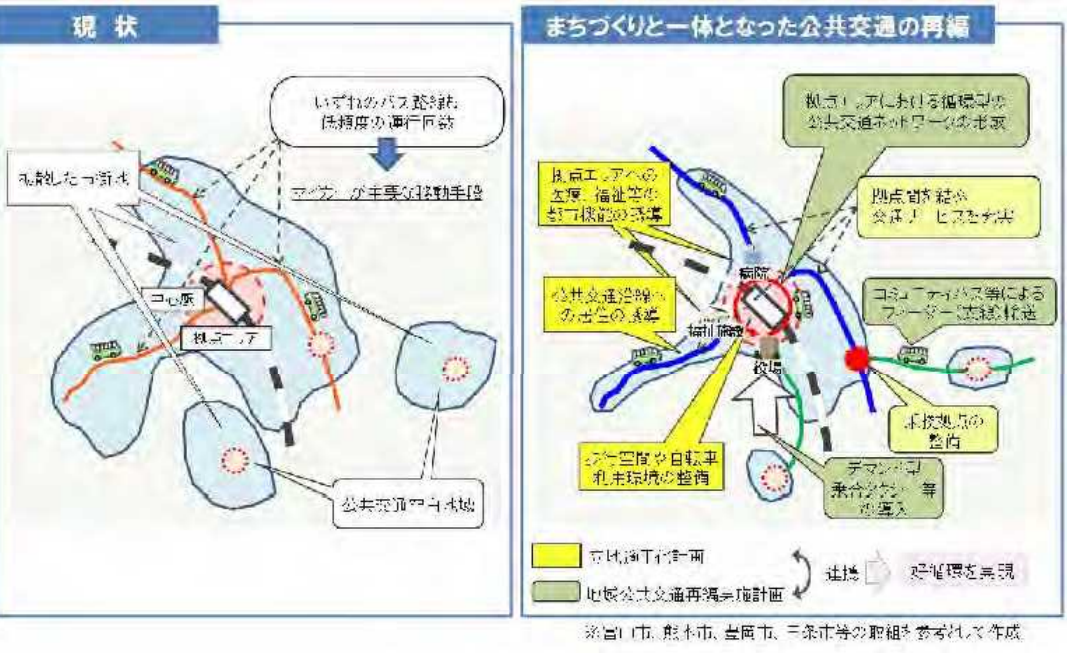
目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

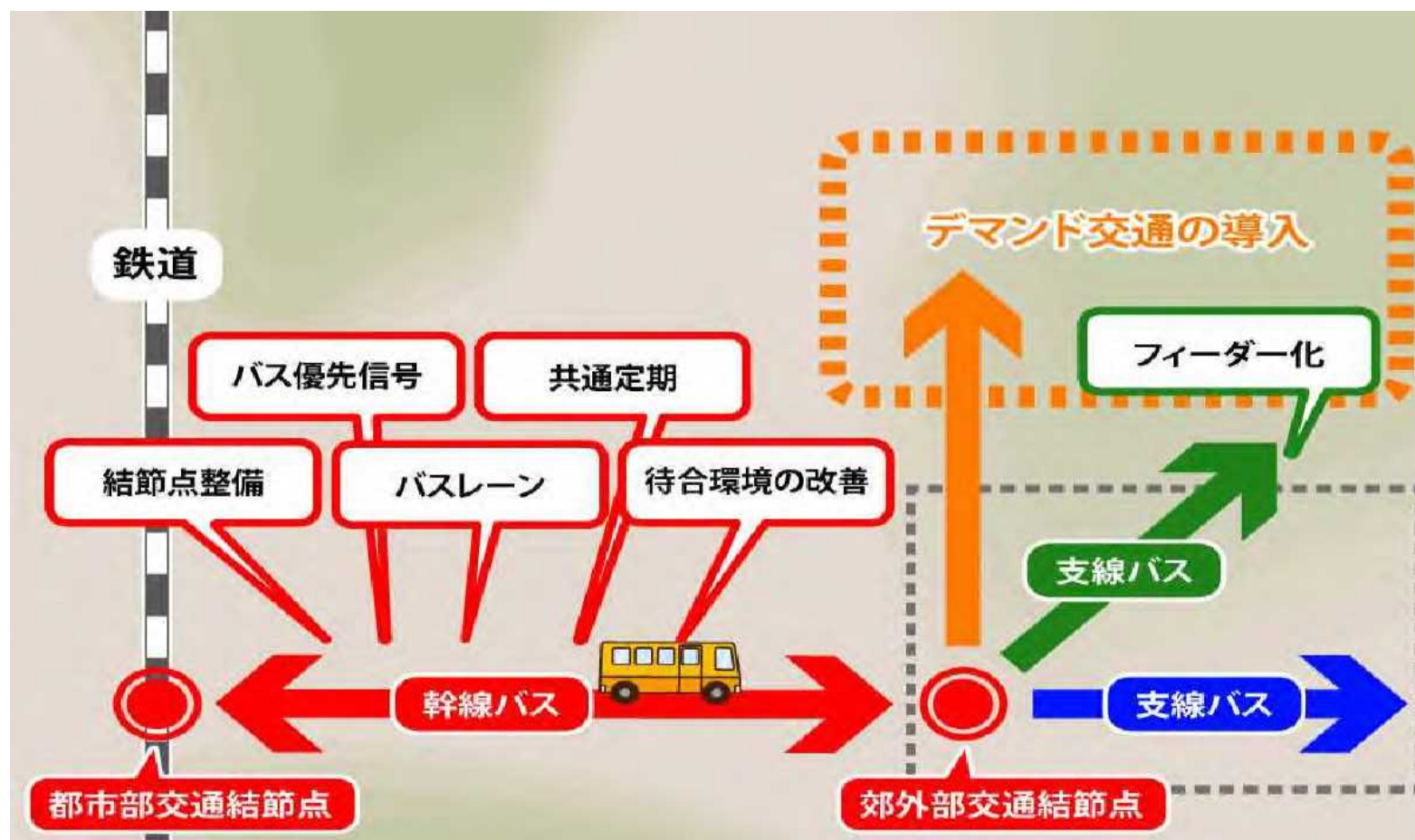
実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

地域が目指す将来像とともに、公共交通ネットワークのビジョンを明示し、
それに必要な事業を整理する計画

地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにし、まちづくりなどの
関連分野と連携しつつ、面的なネットワークの形成に係る事業を記載



具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画を定める計画

策定した網形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所、運行回数、運賃体系などまで記載

地域公共交通網形成計画



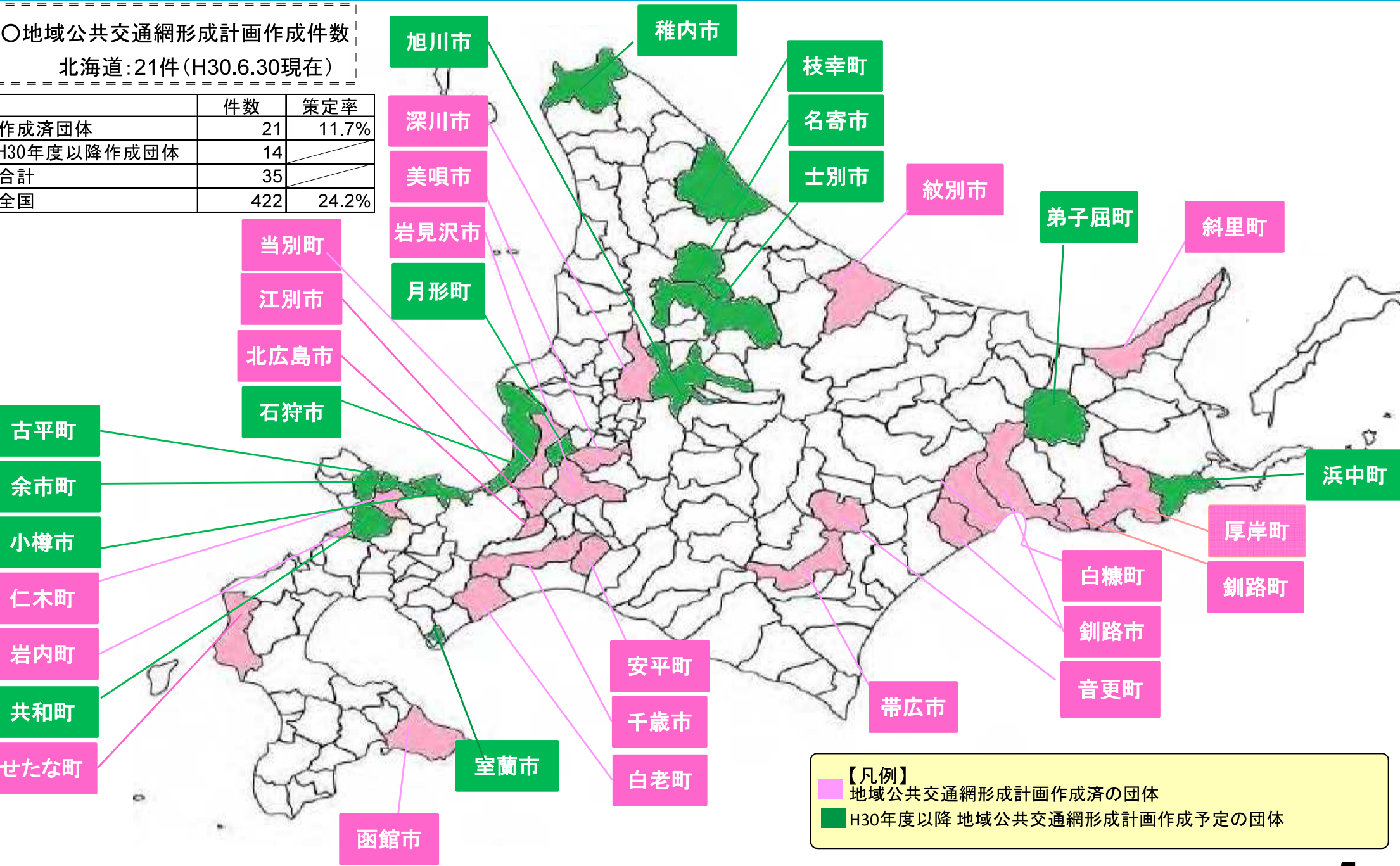
地域公共交通再編実施計画



地域公共交通網形成計画作成状況(H30.6.30現在)

○地域公共交通網形成計画作成件数
北海道:21件(H30.6.30現在)

	件数	策定率
作成済団体	21	11.7%
H30年度以降作成団体	14	
合計	35	
全国	422	24.2%



Ⅱ 地域公共交通の確保に向けた 国の支援策

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成30年度予算額 209億円
(対前年度比 0.98)

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ＜支援の内容＞
- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
 - 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
 - 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

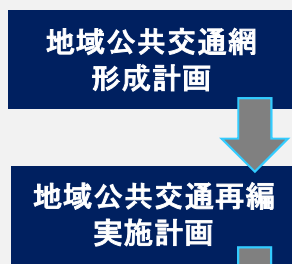
快適で安全な公共交通の構築

- ＜支援の内容＞
- ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
 - 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

- ＜支援の内容＞
- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
 - 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
 - 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価



国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

- ＜支援の内容＞
- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

平成30年度予算額 12億円
(東日本大震災復興特別会計：復興庁一括計上分)

- ＜支援の内容＞
- 被災地の幹線バスの運行(※)
 - 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

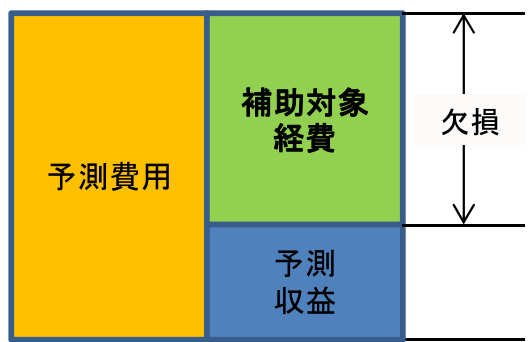
※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに係る特例措置を拡充。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

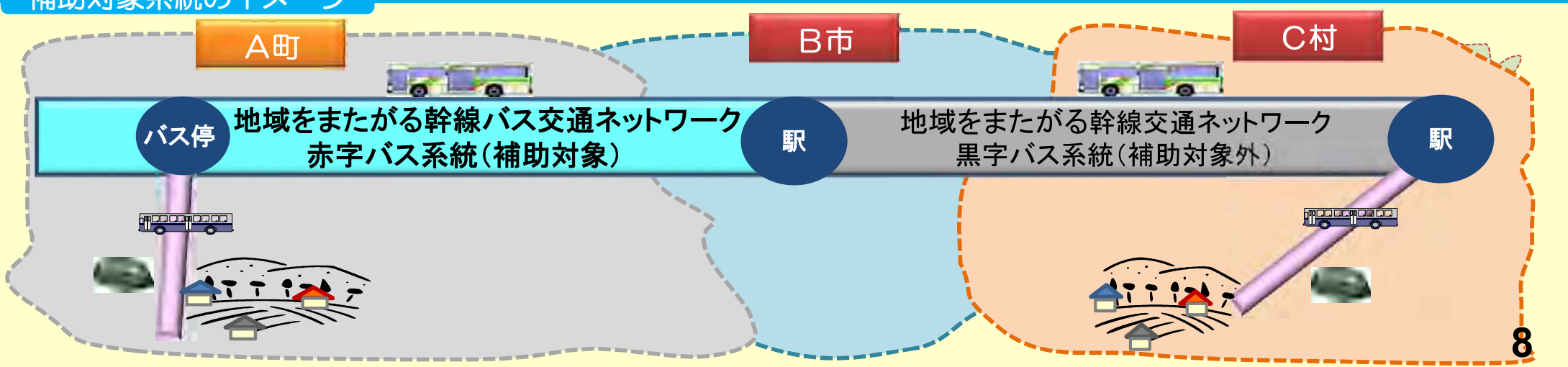


<補助対象経費算定方法>

予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ）
－
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

- 補助率
1/2
 - 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

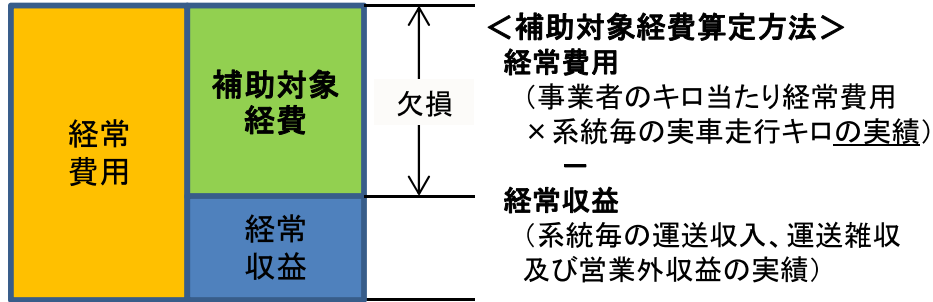
補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

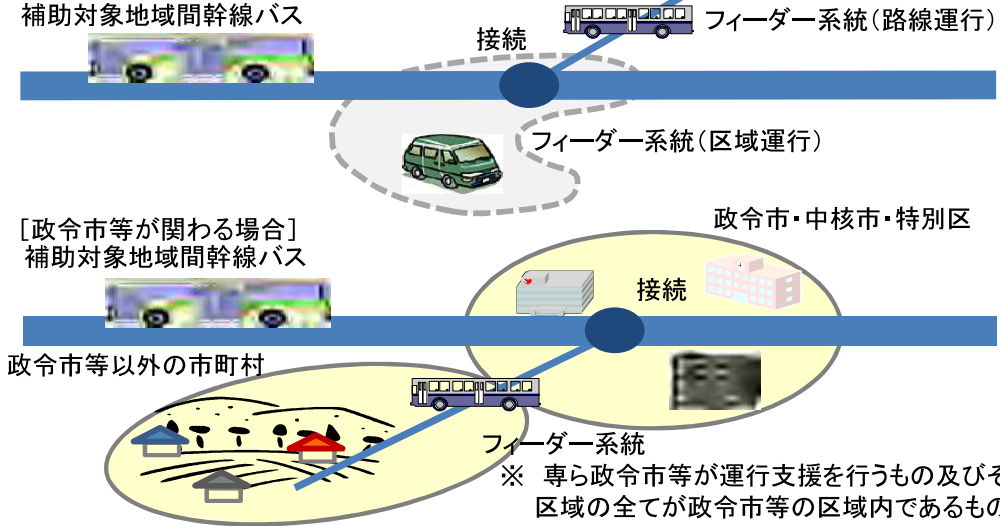
1／2

○ 主な補助要件

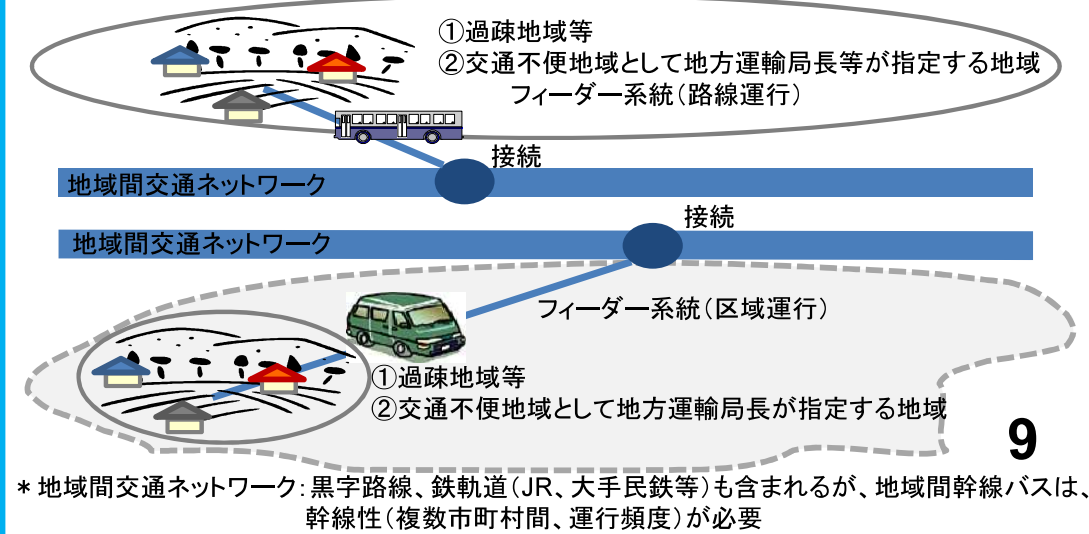
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上であること
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通再編実施計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

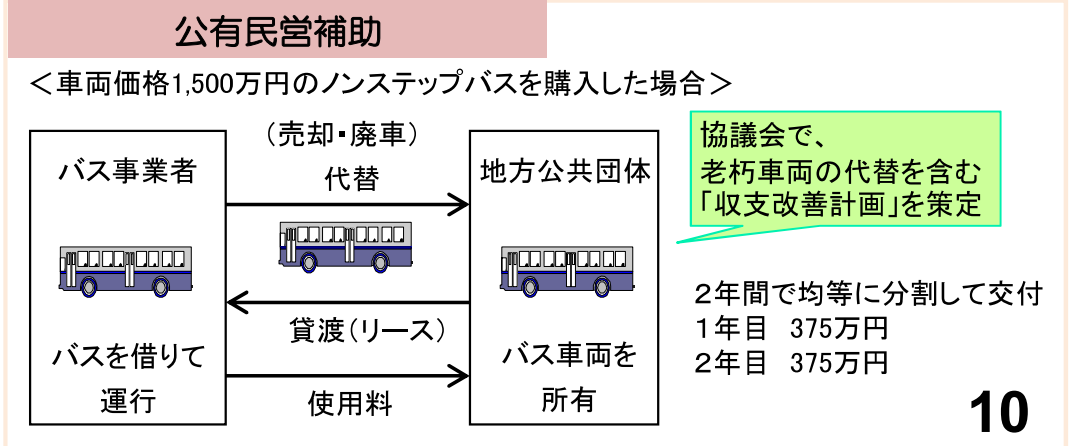
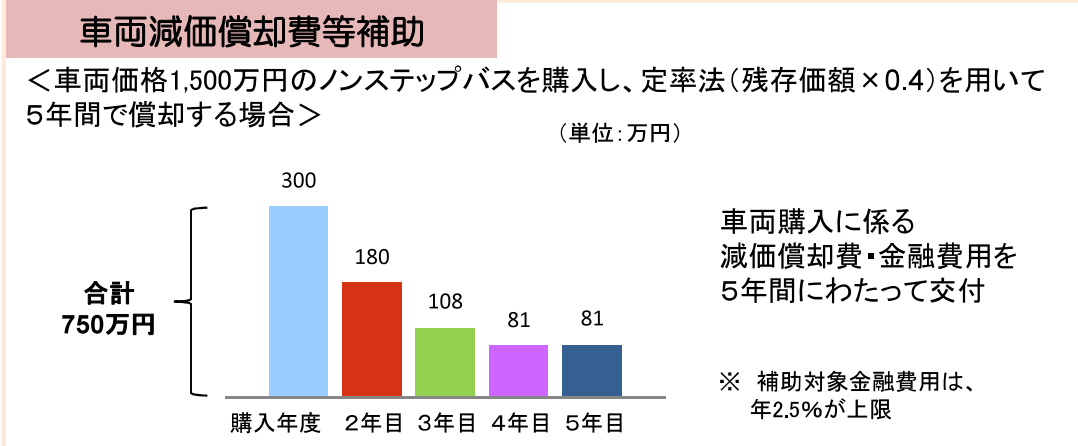
※補助対象経費の限度額

 - ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円
- 補助率

1/2
- 主な補助要件

 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ



高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

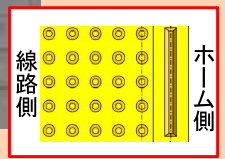
- ・補助対象事業者：交通事業者等
- ・補助率：1／3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消（※）、転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）

補助率：1／3



車椅子用階段昇降機



視覚障害者誘導用ブロック

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率：1／4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1／2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入

補助率：1／3



福祉タクシー

○情報提供（※）
（発車案内表示システム等）

補助率：1／3



発車案内表示システム

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。

- ・補助対象事業者：交通事業者等
- ・補助率：1／3等

支援対象メニュー（例）

○LRTシステムの導入に要する経費



＜低床式車両の導入＞



＜停留施設の整備＞

※ LRT：低床式路面電車による幹線的な交通システム

○BRTシステムの導入に要する経費



＜連節バスの導入＞

※ BRT：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

◆LRT・BRTの導入について、下表の左欄に掲げる事業は、それぞれ右欄のとおり補助率をかさ上げ。

事業	補助率
「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に基づいて実施される事業	2／5
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1／2
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1／2

※交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援。

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援。

地域公共交通調査事業(計画策定事業)

- 補助対象者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体
- 補助対象経費:地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率:1／2(上限額1,000万円)

地域公共交通網形成計画等

地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

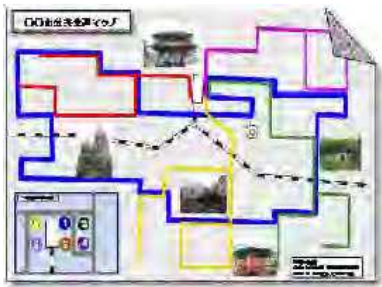
- 補助対象者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体
- 補助対象経費:地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率:1／2(上限額1,000万円)

※補助対象者となる地方公共団体は、協議会を設置する者に限る。

地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通調査事業(計画推進事業): 地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間
地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業): 地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間
(認定期間内に限る。)

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
 ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
 ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取り組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営

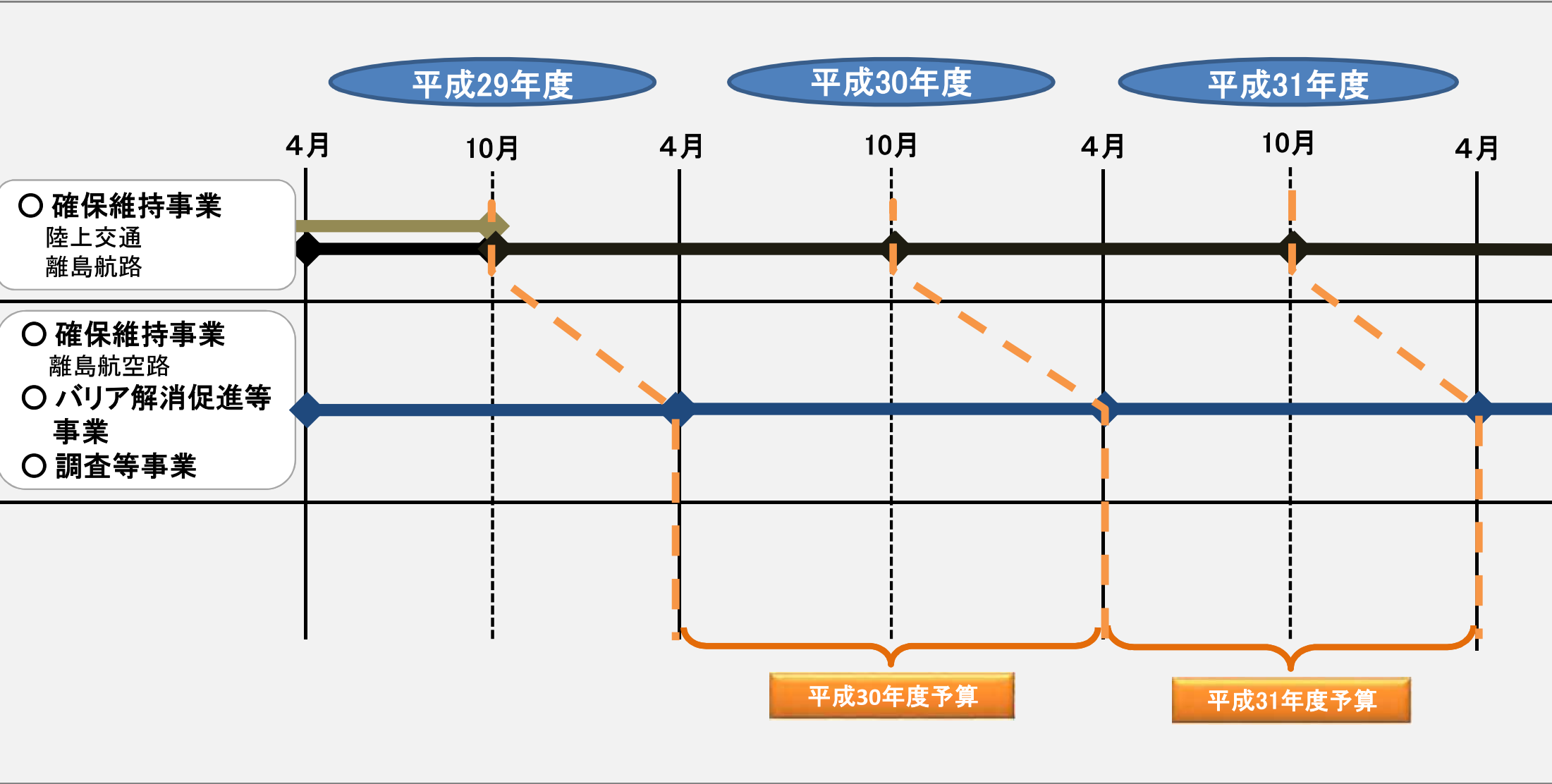


地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証
(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた目標達成状況の評価
(協議会委員の旅費・日当等)

※補助対象者となる地方公共団体は、協議会を設置する者に限る。

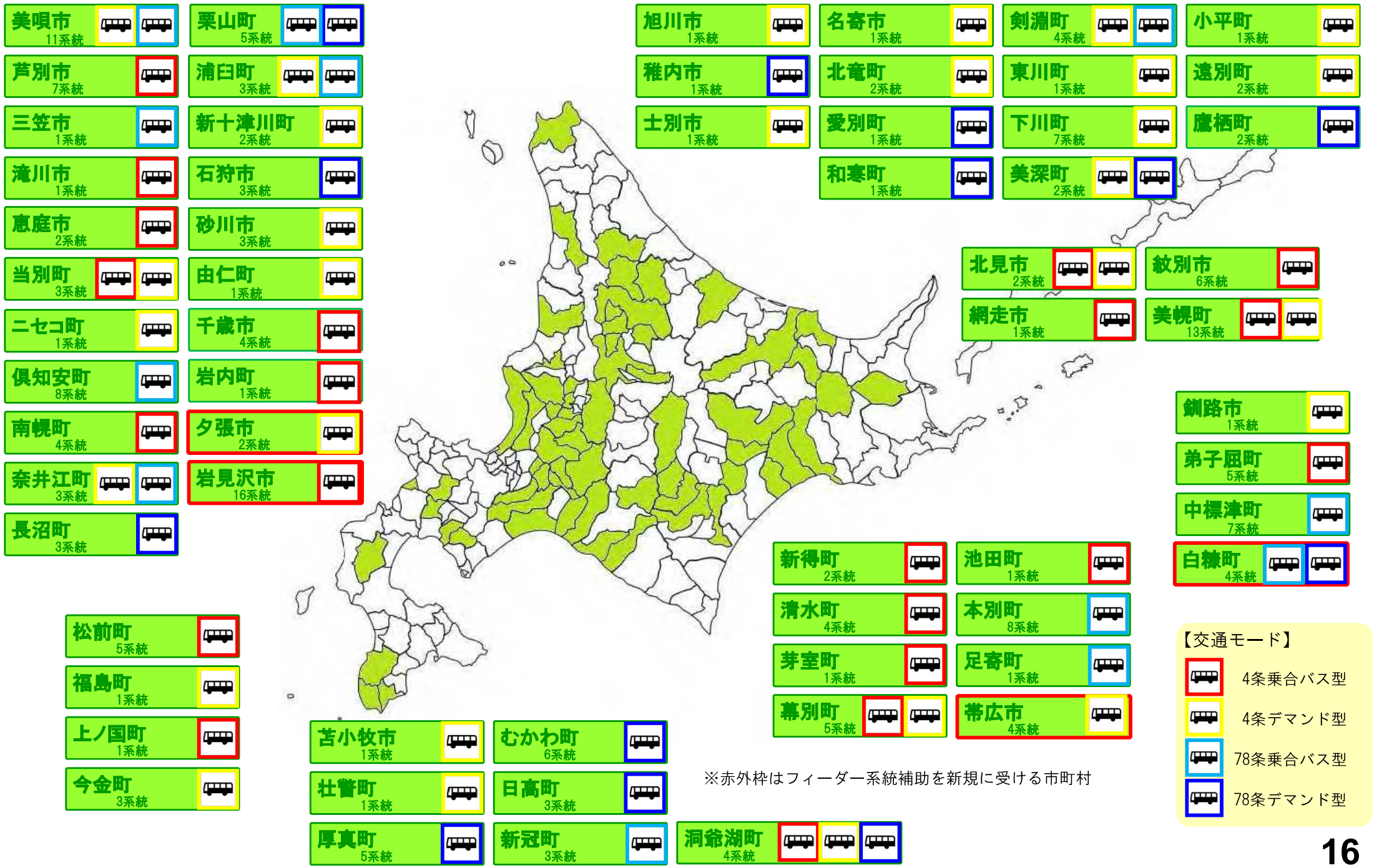
地域公共交通確保維持改善事業のスケジュール



- 事業年度(補助対象期間)
陸上交通及び離島航路に係る確保維持事業: 10月～9月
上記以外の事業: 4月～3月

H30補助年度(H29.10~H30.9)フィーダー系統補助

62市町村 209系統



- 【交通モード】
-  4条乗合バス型
 -  4条デマンド型
 -  78条乗合バス型
 -  78条デマンド型

平成30年度 地域公共交通調査等事業要望自治体

当別町
(当別町地域公共交通活性化協議会)

名寄市
(名寄市地域公共交通活性化協議会)

紋別市
(紋別市地域公共交通活性化協議会)

石狩市
(石狩市地域公共交通活性化協議会)

小樽市
(小樽市地域公共交通活性化協議会)

余市町
(余市町地域公共交通活性化協議会)

共和町
(共和町地域公共交通活性化協議会)

弟子屈町
(弟子屈町地域公共交通活性化協議会)

【凡例】

- 地域公共交通調査事業(計画策定事業)
- 地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)
- 地域公共交通調査事業(計画推進事業)
- 地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業)

釧路市
(釧路市地域公共交通活性化協議会)

音更町
(音更町地域公共交通活性化協議会)

帯広市
(帯広市地域公共交通活性化協議会)

月形町
(月形町地域公共交通活性化協議会)

岩見沢市
(岩見沢市地域公共交通活性化協議会)

室蘭市
(室蘭市地域公共交通活性化協議会)

